

薬局製剤製造販売承認事項軽微変更届書

事 項	薬局製剤の製造販売承認事項の軽微な変更（薬局の名称等の変更）をしたとき
根拠法令	法 律 第14条、第23条 施行令 第74条の4、第80条 施行規則 第48条 施行細則 第6条
提出部数	保健所設置市以外：3部（2部薬事管理課、1部保健福祉事務所） 保健所設置市内：2部（長野市保健所又は松本市保健所）
添付書類	なし
そ の 他	1. 提出部数のうち、1部は、薬事管理課（長野市保健所又は松本市保健所）の收受印を押印した届書を届出者控えとして返送する。

薬局製剤製造販売承認事項軽微変更届書

承認番号		承認年月日	
名称	一般的名称		
	販売名		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更理由			
備考			

上記により、薬局製剤の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出をします。

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

長野県知事
市長

殿